

改正育児・介護休業法等の オンライン説明会

参加無料

男女ともに仕事と育児等を両立出来るようにするために改正された育児・介護休業法、「パワーハラスメント防止措置」について中小企業事業主に義務化される改正労働施策総合推進法、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常時雇用する労働者数101人以上の事業主まで拡大される改正女性活躍推進法がいずれも令和4年4月1日から施行されます。（改正育児・介護休業法は3段階で施行）

山梨労働局と山梨働き方改革推進支援センターでは、令和4年4月1日から施行される関係法令を中心にオンラインによる説明会を開催いたします。全日程、Zoomを使用したオンラインによる開催です。

開催日時

令和4年	令和4年	令和4年	令和4年	令和4年
1/18 火	1/28 金	2/3 木	2/9 水	2/17 木
13:30~15:00	13:30~15:00	13:30~15:00	13:30~15:00	13:30~15:00
申込締切 1月11日	申込締切 1月21日	申込締切 1月27日	申込締切 2月2日	申込締切 2月10日

内容

- ・改正育児・介護休業法について（25分）
- ・改正女性活躍推進法について（5分）
- ・改正労働施策総合推進法について（ハラスメント全般）（20分）
- ・同一労働同一賃金について（20分）
- ・事前質問への対応（10分）



対象

事業主又は人事・労務担当者
（1企業につき1名まで）

定員

各回100名
（各回参加無料）

主催

山梨労働局
山梨働き方改革推進支援センター

申込方法

山梨働き方改革推進支援センターのホームページ（ニュース）又は、右側のQRコードからお申込みできます。

【センターHP : <https://www.yamanashi-hatarakikata.jp>】

- ◆参加は1企業につき1名まで、1回限りの申込み順となります。
 - ◆申込締切日前に定員になり次第申込みを終了しますので、ご了承ください。
 - ◆開催日の2日前までに、登録されたメールアドレスあてに、Zoomの「入室用URL・ID・パスワード」と一緒に「資料ダウンロード方法のご案内」を記載した招待メールを送信します。当日は開始10分前よりログインできます。
 - ◆ご質問は申込時のみの受付となります。
- ※録画、録音、撮影及び資料の2次利用、詳細内容のSNS等への投稿は堅くお断りいたします。

お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営以外に使用しません。



お申込み
QRコード

説明会の内容に関するお問い合わせ

山梨労働局雇用環境・均等室

〒400-8577

山梨県甲府市丸の内1-1-11

Tel:055-225-2851

WEB等のお申込みに関するお問い合わせ

厚生労働省委託事業

山梨働き方改革推進支援センター

フリーダイヤル:0120-755-455

〒409-3851

山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F

Mail:info@yamanashi-hatarakikata.jp